



平成 26 年 2 月
財務省・税関

消費税税率引上げに伴う税額計算について

消費税法及び地方税法の一部改正により、平成 26 年 4 月 1 日から、消費税
率（国・地方）が 5% から 8% に引き上げられます。

これに伴い、輸入（納税）申告する際の税額計算は次の通りになります。

消費税税率

区分	適用開始日	現行	平成 26 年 4 月 1 日～
消費税率		4. 0%	6. 3%
地方消費税率		消費税額の 25/100 (1. 0%)	消費税額の 17/63
合計		5. 0%	8. 0%

税額計算（平成 26 年 4 月 1 日～）

例) テレビ（関税：無税） 価格 218,300 円の場合

【消費税】

218,000 円（課税価格） × 0.063 = 13,734 円 → 13,700 円
(1,000 円未満切り捨て) (100 円未満切り捨て)

【地方消費税】

13,700 円（課税価格） × 17 ÷ 63 = 3,696 円 → 3,600 円
(1 円未満切り捨て) (100 円未満切り捨て)

⇒消費税及び地方消費税

(13,700 円 + 3,600 円) = 17,300 円

※詳細については別紙 1 をご確認ください。



ご質問等はこちらまで。
大阪税関 業務部 通関総括第 1 部門
06-6576-3313